

農地法第3条

―農地を農地として売買・賃借等をする場合―

農地を耕作目的で売買、贈与、賃借等（権利の移転・設定）をする場合、農地法第3条許可申請により農業委員会の許可を受ける必要があります。無許可で行った行為は効力が生じません。

○農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の全てを満たす必要があります。

全部効率利用要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員が、耕作に必要な機械の所有状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況等からみて、申請地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること

（農地に許可や届出のない建物があったり、農地として利用していなかったりする場合は、必要な措置をとっていただく場合があります）

【耕作面積が1,000㎡未満の方が権利を取得しようとする場合】

耕作面積が1,000㎡未満の方が農地の権利を取得しようとする場合は、申請地等の耕作が可能かどうかを確認させていただくために、具体的な営農計画書を作成し、農業委員会委員との事前面談を行っていただきます。

農作業常時従事要件

権利を取得しようとする者又はその世帯員が農作業に常時従事（原則年間150日以上）すること

地域との調和要件

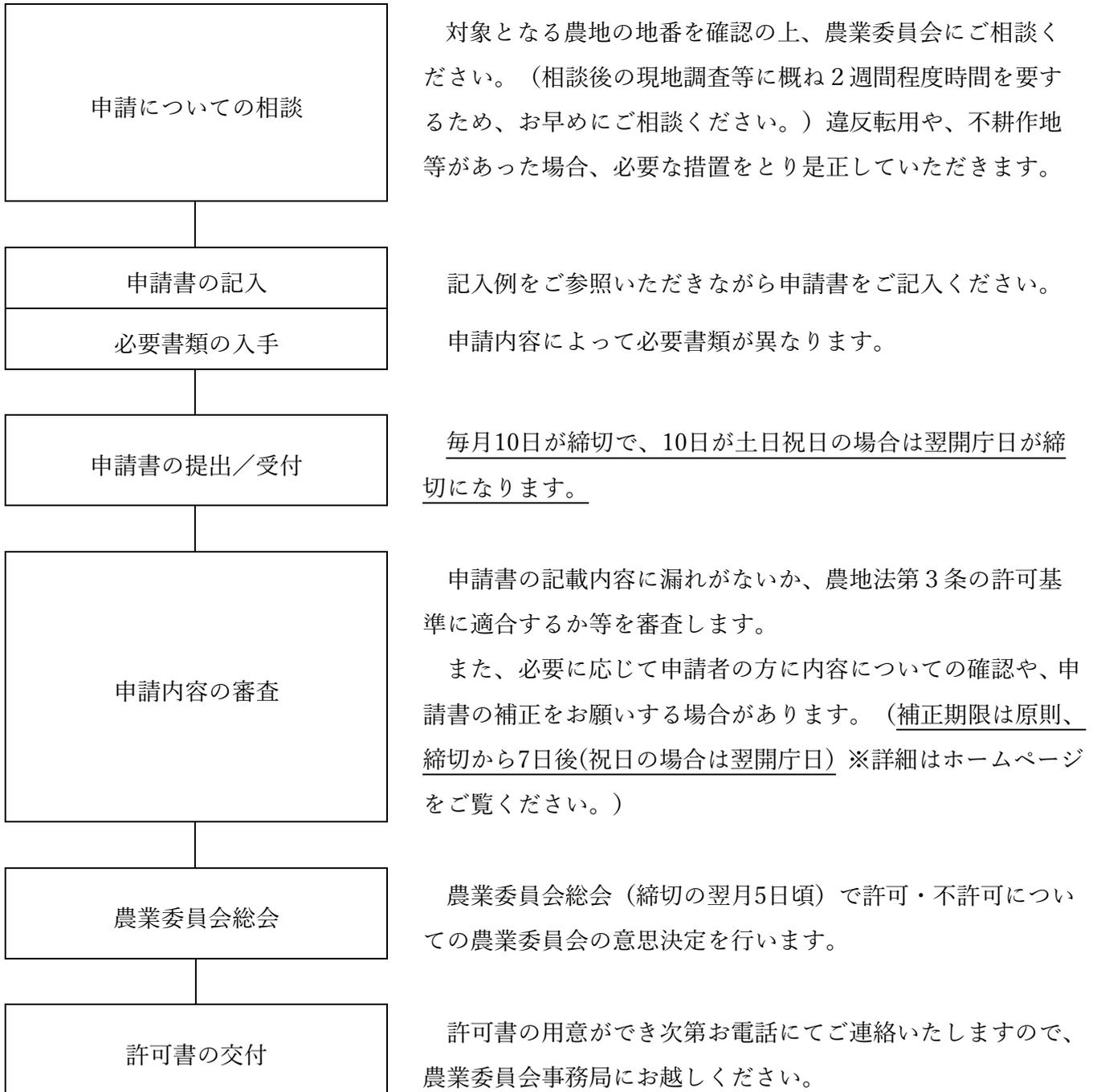
権利を取得しようとする者又はその世帯員等が権利取得後において行う耕作の内容、農地等の位置や規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと

※法人で農地を取得するには、農地所有適格法人の要件を満たしている必要があります。

※上記の許可基準は主なものです。その他にも許可基準がありますので、事前に農業委員会事務局へご相談ください。

○農地法第3条許可事務の流れ

ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。



<注意>

耕作面積が1,000㎡未満の方が農地の権利を取得しようとする場合は、申請書の補正期限までに営農計画書(耕作面積1,000㎡未満の方用)を作成し、農業委員会委員との事前面談を行っていただきます。

【お問い合わせ 岡崎市農業委員会事務局 総務係 電話 23-6196 FAX23-8970】